

一般質問通告書

通告順番 14 番

通告者 中山 直之 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 「こども計画の推進と、大津町子ども条例（仮称）の制定について」	大津町では、町長が「子育て支援・教育環境 日本一のまちづくり」を掲げ、子どもや若者の育ちを重視する姿勢を示しています。 また、町としても、令和 4 年に施行された「こども基本法」の第 10 条に基づき、全自治体に策定が努力義務とされた中で、令和 6 年度から向こう 5 年間を計画期間とする「こども計画」を策定し、子育て支援や教育環境の整備が進められています。 一方で、町内における虐待相談件数は令和 5 年度に 216 件と依然として多く、不登校児童数も 195 人と少なくありません。また、外国にルーツを持つ子どもたちの支援の必要性も高まっています。 こども計画は、「子どもをまんやかに」と掲げていますが、それを町全体の価値観として共有し、すべての施策の土台にするためには、条例というかたちで明文化することが必要だと感じています。 特に、こどもの声が大人に代弁されがちで、直接反映される機会が限られている今、子ども自身が町の一員として意見を届けられる制度や環境を整えることが、計画の理念を実現するための次のステップに必要なと感じています。 令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」では、「差別の禁止」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」などが基本理念として掲げられています。 これらを地域社会で実現していくには、支援策の充実だけでなく、町全体の共通の価値観として明文化し、浸透させることが重要だと考えます。 「大津町子ども条例（仮称）」の制定は、こども計画の実効性を高め、子どもを大切にする町の姿勢を町内外に明確に示すものになります。 さらに、条例の制定には、子どもが“保護の対象”ではなく、“町の一員”として参画するプロセスであることが重要です。 他の自治体では、子ども自身が条例の前文を作成し、自分たちの言葉でまちの未来を語った事例もあります。 大津町でも今後、「こども会議」や「こどもワークショップ」などを設け、子どもたちとともに町の理念を形にしていく仕組みづくりに踏み出す必要があると認識しています。 実際に、こうした理念が町の学校現場でどのように子どもに伝えられているのか、「自分の意見を持っていい」、「違いを尊重される」といった感覚を子どもたちが実感できているか、子ども計画を推進していく中で町全体として取り組むためにも「子ども条例」の制定が必要だと	町 長 教 育 長

一般質問通告書

通告順番 14 番
 通告者 中山 直之 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	考えます。 以上を踏まえ、以下の点について伺います。 (1) 「大津町子ども条例(仮称)」の必要性について 大津町として、こども計画を推進するうえで「大津町子ども条例(仮称)」の制定の必要性について、どのように考えているか。 (2) こども基本法の理念の具体化について 「こども基本法」の基本理念(差別の禁止、意見の尊重、最善の利益など)を、町の施策や教育現場でどのように具体化しているのか。 (3) 教育現場における子ども基本法の理念の伝達について 教育現場において、「こども基本法」の基本理念(差別の禁止、意見の尊重、最善の利益など)といったこども基本法の理念が、どのように子どもたちに伝えられているのか。 (4) 多様なこどもたちの参画の仕組みについて 条例策定にあたり、学校に行っていない子や障がいのある子、外国にルーツを持つ子など、さまざまな背景を持つこどもたちが安心して参加できる「新しい形のこども会議」や「こどもワークショップ」の導入を検討できないか。 (5) 支援体制の整備について 大津町には児童相談所や児童家庭支援センターといった、深刻な家庭課題に対応する専門的支援機関が設置されていません。 現在は児童相談所や周辺市町の支援資源に頼らざるを得ない状況ではありますが、町としては子どもの権利擁護や虐待予防に今後どのように取り組んでいくのか。	